



2025年5月22日

各 位

会社名 株式会社 乃村工藝社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 奥本 清孝
(コード番号 9716 東証プライム)
問合せ先 取締役 上席執行役員 前島 隆之
(TEL. 03-5962-1119)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年6月20日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 47,745 株
(3) 処分価額	1株につき 844 円
(4) 処分価額の総額	40,296,780円
(5) 割当予定先	取締役 4名 (※) 33,055 株 上席執行役員 2名 9,478 株 子会社代表取締役 2名 5,212 株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上をはかるインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、2021年5月27日開催の第84回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「RS制度」といいます。）および業績条件付株式報酬制度（以下「PSU制度」といいます。）を導入し、その後当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴い、改めてRS制度及びPSU制度にかかる報酬を付与することにつき株主の皆様にご承認いただいております。そのうえで、2024年5月23日開催の第87回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対する金銭報酬を年額80百万円以内、RS制度に係る報酬の上限を、年額60百万円以内（年12万株以内）と改定することにつき、ご承認をいただいております。

なお、当社は、RS制度を当社の上席執行役員にも適用しておりますが、この度、当社子会社の代表取締役に対しても、RS制度の対象とすることといたしました。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、対象取締役4名、当社の上席執行役員2名および当社子会社の代表取締役2名（以下「対象取締役等」といいます。）に対し、RS制度の目的、各対象取締役等の職責の範囲、その他諸般の事情を勘案し金銭報酬債権合計40,296,780円の現物出資と引換えに当社の普通株式47,745株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

RS制度に係る譲渡制限付株式割当契約の概要は、以下のとおりです。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

RS制度に係る本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。なお、譲渡制限付株式の付与は、対象取締役等に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行または処分を行う方法により行います。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、2025年6月20日（本給付期日）から当社の取締役もしくは執行役員または当社子会社の取締役のいずれも退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が、①本給付期日において当社の取締役である場合は、2025年5月22日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間、②本給付期日において当社の上席執行役員または当社子会社の代表取締役である場合は、2025年3月1日から2026年2月28日までの間（①および②の期間を、以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役もしくは上席執行役員または当社子会社の代表取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役もしくは上席執行役員または当社子会社の代表取締役のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日をもって、本役務提供期間開始日を含む月（①の場合は、本役務提供期間開始日を含む月の翌月）から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨て、また、本給付期日の直近の定時株主総会において上席執行役員から新たに取締役に就任した対象取締役等については、上席執行役員としての任期を踏まえた合理的な調整を行う。）の本割当株式（ただし、死亡による退任の場合は、本株式の全部）につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月（(2) ①の場合は、本役務提供期間開始日を含む月の翌月）から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨て、また、本給付期日の直近の定時株主総会において上席執行役員から新たに取締役に就任した対象取締役等については、上席執行役員としての任期を踏まえた合理的な調整を行う。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、RS制度にもとづき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年5月21日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である844円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役等にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上